

(仮称)ザグザグ勅使店 (No.1287)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月1日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和6年2月5日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ザグザグ勅使店
高松市勅使町字下所 754 番 1 外
- 3 法第8条第2項の規定により住民等から提出があった意見の概要
(意見の内容)
 - ・防犯対策に十分配慮していただきたい。
(防犯灯や防犯カメラの設置、駐車場の施錠等)(理由)
 - ・営業が深夜に及んでおり、夜間のたまり場になった場合、周辺的生活環境に悪影響を与える恐れがあるため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和6年7月1日から令和6年8月1日まで